

帯広市特別用途地区内建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年6月25日

帯広市長 米 沢 則 寿

帯広市条例第15号

帯広市特別用途地区内建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

帯広市特別用途地区内建築物の制限に関する条例（平成19年条例第32号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

特別工業地区	法別表第2（ほ）項に掲げるもの（事務所、工場及び倉庫業を営まない倉庫の用途に類するもので、糖類、精穀、製粉、イースト、パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造を営むもの並びに自動車整備を営むものを除く。）
--------	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。